

# 四 半 期 報 告 書

(第111期第3四半期)

株 式 会 社 資 生 堂

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	45
3 【役員の状況】 .....	45
第5 【経理の状況】 .....	46
1 【四半期連結財務諸表】 .....	47
2 【その他】 .....	70
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	71

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第111期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 前田新造  
執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部課長 福田昭弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部課長 福田昭弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第110期 前第3四半期 連結累計期間	第111期 当第3四半期 連結累計期間	第110期 前第3四半期 連結会計期間	第111期 当第3四半期 連結会計期間	第110期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	464,638	486,973	147,369	153,347	644,201
営業利益 (百万円)	32,629	25,360	9,889	3,514	50,350
経常利益 (百万円)	33,501	25,442	9,820	3,754	51,485
四半期(当期)純利益 (百万円)	23,695	9,010	5,906	1,470	33,671
純資産額 (百万円)	—	—	352,266	326,674	365,207
総資産額 (百万円)	—	—	633,390	758,862	775,445
1株当たり純資産額 (円)	—	—	844.62	787.68	875.72
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	59.54	22.65	14.86	3.69	84.62
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	59.48	22.62	14.84	3.69	84.53
売上高営業利益率 (%)	7.0	5.2	6.7	2.3	7.8
自己資本比率 (%)	—	—	53.0	41.3	44.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,014	37,338	—	—	69,431
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,176	△26,074	—	—	△204,884
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,904	△12,377	—	—	120,359
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	131,937	90,851	77,157
従業員数 (名)	—	—	28,832	31,391	28,968

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	31,391 [13,321]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,714 [1,753]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率 (%)
国内化粧品事業	17,940	△13.3
グローバル事業	18,323	△1.7
その他	628	△33.7
合計	36,893	△8.4

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しておりません。  
2 金額は製造原価ベースで記載しております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントを「国内化粧品事業」「グローバル事業」「その他」に区分しております。上記の増減率は前年同期実績を新セグメント区分へ組み替えて算出しております。

#### (2) 受注状況

当社グループ製品については受注生産を行っておりません。また、OEM(相手先ブランドによる生産)等による受注生産を一部実施しているものの金額は僅少であります。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率 (%)
国内化粧品事業	81,848	△7.3
グローバル事業	69,239	23.1
その他	2,259	△19.2
合計	153,347	4.1

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントを「国内化粧品事業」「グローバル事業」「その他」に区分しております。上記の増減率は前年同期実績を新セグメント区分へ組み替えて算出しております。

### 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

(第3四半期連結累計期間)

	前第3四半期 連結累計期間 (百万円)	百分比	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	464,638	100.0%	486,973	100.0%	22,334	4.8%	7.0%
国内売上高	301,795	65.0%	287,116	59.0%	△14,678	△4.9%	△4.9%
海外売上高	162,843	35.0%	199,856	41.0%	37,013	22.7%	29.0%
売上原価	114,030	24.6%	124,555	25.6%	10,525	9.2%	
販売費及び 一般管理費	317,978	68.4%	337,056	69.2%	19,077	6.0%	
営業利益	32,629	7.0%	25,360	5.2%	△7,268	△22.3%	
経常利益	33,501	7.2%	25,442	5.2%	△8,058	△24.1%	
四半期純利益	23,695	5.1%	9,010	1.9%	△14,684	△62.0%	

当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年12月31日)は、国内では、政府による経済対策の効果などにより個人消費の一部に緩やかな回復傾向がみられましたが、化粧品市場では消費マインドが好転せず、厳しい状況が継続しました。一方、海外では(海外子会社は平成22年1月1日～平成22年9月30日)、国・地域によりばらつきはあるものの、欧米の化粧品市場が昨年からの回復基調を全体として継続したことに加え、中国や新興国の化粧品市場も引き続き拡大しました。こうした中、当社の当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、前年同期に比べ4.8%増収の486,973百万円となりました。

営業利益は、平成22年3月に買収が完了した米国化粧品会社ベアエッセンシャルの企業結合に伴う同社の在庫の時価評価による売上原価の増加、顧客関連無形資産(納入先小売業等に対する販売権)の償却、のれんの償却に加えて、国内の売上減による差益減少の影響により、前年同期に比べ22.3%減の25,360百万円となりました。経常利益は、前年同期に比べ24.1%減の25,442百万円となりました。

四半期純利益は、営業利益の減少に加え、買収関連費用、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額などを特別損失に計上したこと、前期に税金費用の戻しがあったことなどから、前年同期に比べ62.0%減の9,010百万円となりました。



セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントを「国内化粧品事業」「グローバル事業」「その他」に区分しております。前年同期比は前年同期実績を新セグメント区分へ組み替えて算出しております。

#### ① 国内化粧品事業

国内化粧品事業においては、引き続き「峻別と集中」を徹底し、対象となる店とブランドをチャネルごとにきめ細やかに組み合わせる販売強化策を推進しましたが、引き続き消費マインドの回復感が乏しい中で、高価格帯と低価格帯への二極化が続いたことなどから売上高は前年同期比5.4%減収の269,199百万円となりました。

化粧品事業の売上高は、カウンセリング化粧品、セルフ化粧品、トイレタリーの各領域の売上がいずれも前年同期実績を下回りました。

ヘルスケア事業の売上高は、注力している皮膚賦活食品「ザ・コラーゲン」が好調に推移したことにより、前年同期実績を上回りました。

営業利益は、前年同期比15.4%減益の25,299百万円（営業利益率9.4%）となりました。

#### ② グローバル事業

グローバル事業においては、アメリカでグローバルブランド「SHISEIDO」やメーカーキャップブランド「NARS」が好調だった他、欧州ではトラベルリテールの回復に加えて、ロシアでの好調が持続しました。また、高成長を維持している中国では特に専門店チャネルで好調を維持し、全体でも高い成長性を維持しました。これらに加えて、ベアエッセンシャルの売上の上乗せがあったことから、事業全体の売上高は前年同期比22.2%増収の210,684百万円となりました。

化粧品事業の売上高は、既存事業の好調に加え、ベアエッセンシャルの新規連結影響もあり、前年同期実績を上回りました。

プロフェッショナル事業の売上高は、前年度末からの回復基調が継続しました。

営業損益は、ベアエッセンシャルの企業結合に伴う同社の在庫の時価評価による売上原価の増加、顧客関連無形資産（納入先小売業等に対する販売権）の償却やのれんの償却の影響により、1,295百万円の営業損失となりました。

#### ③ その他

その他の売上高は、主にフロンティアサイエンス事業の減収により、前年同期比6.5%減収の7,089百万円となりました。

営業利益は、前年同期比7.0%増益の1,341百万円（営業利益率11.3%）となりました。

(第3四半期連結会計期間)

	前第3四半期 連結会計期間 (百万円)	百分比	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	147,369	100.0%	153,347	100.0%	5,977	4.1%	8.4%
国内売上高	94,077	63.8%	88,227	57.5%	△5,850	△6.2%	△6.2%
海外売上高	53,292	36.2%	65,120	42.5%	11,828	22.2%	34.1%
売上原価	34,892	23.7%	41,660	27.2%	6,767	19.4%	
販売費及び 一般管理費	102,587	69.6%	108,173	70.5%	5,585	5.4%	
営業利益	9,889	6.7%	3,514	2.3%	△6,375	△64.5%	
経常利益	9,820	6.7%	3,754	2.4%	△6,066	△61.8%	
四半期純利益	5,906	4.0%	1,470	1.0%	△4,436	△75.1%	

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日～平成22年12月31日）は、国内では前年同期に比べ減収となりましたが、海外では（海外子会社は平成22年7月1日～平成22年9月30日）、既存事業の好調に加え、ベアエッセシャルの業績を取り込んだこともあり、前年同期に比べ大幅な増収となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、前年同期比4.1%増収の153,347百万円となりました。

営業利益は、主にベアエッセシャルの企業結合に伴う同社の在庫の時価評価による売上原価の増加の影響により、前年同期比64.5%減益の3,514百万円となりました。

四半期純利益は前年同期に比べ75.1%減益の1,470百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 国内化粧品事業

国内化粧品事業の売上高は、前年同期比7.3%減収の81,848百万円となりました。営業利益は、64.9%減益の3,171百万円(営業利益率3.9%)となりました。

② グローバル事業

グローバル事業の売上高は、前年同期比23.1%増収の69,239百万円となりました。営業損益は、主にベアエッセンシャルの企業結合に伴う同社の在庫の時価評価による売上原価の増加の影響により、43百万円の損失となりました。

③ その他

その他の売上高は、前年同期比19.2%減収の2,259百万円となりました。営業利益は、前年同期比19.9%減益の452百万円(営業利益率11.8%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「キャッシュ」という。)は、前連結会計年度末の77,157百万円に比べ13,694百万円増加し、90,851百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の営業活動によって得られたキャッシュは、税金等調整前四半期純利益22,300百万円と減価償却費21,759百万円を計上したことにより、法人税の支払いなどを吸収し、前年同期に比べ1,323百万円増加の37,338百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の投資活動に使用したキャッシュは、設備投資のほか、香港の子会社株式の追加取得などにより、前年同期に比べ6,898百万円増加の26,074百万円となりました。

設備投資(有形固定資産、無形固定資産(のれんを除く。))及び長期前払費用への投資は、17,339百万円となりました。これは主に、国内・海外の既存設備の改修・更新を中心とした設備投資によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の財務活動に使用したキャッシュは、主に配当金の支払により、12,377百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,306百万円(売上高比2.2%)であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資金調達と流動性マネジメント

資金調達と流動性マネジメントの基本方針は、有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から変更ありません。なお、当第3四半期連結会計期間末現在において、当社グループの流動性は十分な水準にあり、資金調達手段は分散されていることから、財務の柔軟性は引き続き高いと考えております。

② 格付け

当四半期報告書提出日(平成23年2月14日)現在の債券格付けの状況(長期/短期)は以下のとおりであります。

	ムーディーズ	S&P
長期	A1(見通し:安定的)	A(見通し:安定的)
短期	P-1	A-1

③ 資産及び負債・純資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2.1%減少の758,862百万円となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ5.4%増加の432,187百万円となりました。主にベアエッセンシャルの無形資産に対する税効果の認識に伴う繰延税金負債の増加によるものです。なお、当第3四半期連結会計期間末現在の有利子負債残高は221,709百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ10.6%減少の326,674百万円となりました。主に配当の支払と、円高の影響により評価換算差額のマイナスが拡大したことによるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の44.9%から3.6ポイント低下し41.3%となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

有価証券報告書(平成22年6月25日)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更及び計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,000	400,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に制限のない標準と なる株式 単元株式数は100株でありま す。
計	400,000,000	400,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

第1回新株予約権(平成14年6月27日定時株主総会決議、同年7月16日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	196(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	196,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,669(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,669 資本組入額 835
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (3) 権利行使期間終了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (4) その他権利行使の条件については、第102回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第3回新株予約権(平成15年6月27日定時株主総会決議、同年7月31日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	108(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,287(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,287 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第103回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。  
 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
  
 3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



第6回新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議、同年7月26日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	473(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	473,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,427(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,427 資本組入額 714
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第104回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$
- また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第9回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	27(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員としての地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) (1)のただし書きにかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成17年7月28日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 (3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。 (4) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限りその権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。  
 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
  
 3 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額は1円とし、新株予約権1個当たり金1,000円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円に調整後の株式数を乗じた金額を各新株予約権1個当たりの金額とする。

第10回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	258(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	258,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,481(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,481 資本組入額 741
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ② 当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき新株予約権を発行しております。  
第14回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。  
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第15回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第16回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。



	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第17回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第19回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成19年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。  
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第20回新株予約権(平成19年6月26日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第21回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	78(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。



	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第22回新株予約権(平成20年6月25日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	46(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第23回新株予約権(平成20年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第24回新株予約権(平成21年6月24日定時株主総会決議及び同年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	814(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第25回新株予約権(平成21年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	535(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—



	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第26回新株予約権(平成22年6月25日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	591(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第27回新株予約権(平成22年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	468(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライセンスプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	400,000	—	64,506	—	70,258

(6) 【大株主の状況】

次のとおりJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成22年11月5日付で提出された大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在の株主名簿を作成していないため、保有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者及び共同保有者名	保有株式等の数(総数) (株)	株式等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	8,238,900	2.06%
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッド(JPMorgan Asset Management(UK)Limited)	2,846,100	0.71%
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (J.P.Morgan Investment Management Inc.)	3,317,829	0.83%
ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド(JF Asset Management Limited)	1,630,400	0.41%
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション	725,400	0.18%
JPモルガン証券株式会社	3,339,676	0.83%
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (J.P.Morgan Securities Ltd.)	920,782	0.23%
合計	21,019,087	5.25%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、当第3四半期会計期間末現在の株主名簿を作成していないため、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,144,500	—	権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 397,372,200	3,973,722	同上
単元未満株式(注)2	普通株式 483,300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	400,000,000	—	—
総株主の議決権	—	3,973,722	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式27株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社資生堂	東京都中央区銀座 七丁目5番5号	2,144,500	—	2,144,500	0.53
計	—	2,144,500	—	2,144,500	0.53

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,056	1,948	2,042	2,040	1,975	1,966	1,915	1,818	1,802
最低(円)	1,906	1,718	1,730	1,900	1,803	1,852	1,679	1,661	1,705

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

なお、平成23年4月1日付で、次のとおり役員の様動を行う予定です。

役職の様動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	様動年月日(予定)
代表取締役 会長	代表取締役 執行役員社長	前田 新造	平成23年4月1日
代表取締役 執行役員社長	取締役 執行役員常務 経営企画部長	末川 久幸	平成23年4月1日





## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、名称が有限責任 あずさ監査法人に変更されました。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	86,617	70,101
受取手形及び売掛金	※3 96,044	111,796
有価証券	23,883	24,723
たな卸資産	※1 76,519	※1 67,342
繰延税金資産	24,649	28,389
その他	17,719	16,939
貸倒引当金	△1,000	△1,050
流動資産合計	324,433	318,241
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	160,022	157,281
減価償却累計額	△98,149	△95,191
建物及び構築物（純額）	61,872	62,089
機械装置及び運搬具	82,964	82,938
減価償却累計額	△71,973	△72,112
機械装置及び運搬具（純額）	10,991	10,826
工具、器具及び備品	54,423	50,434
減価償却累計額	△37,687	△36,061
工具、器具及び備品（純額）	16,735	14,373
土地	33,430	35,274
リース資産	10,267	11,094
減価償却累計額	△5,291	△5,196
リース資産（純額）	4,976	5,898
建設仮勘定	3,155	4,322
有形固定資産合計	131,161	132,784
無形固定資産		
のれん	98,249	11,852
リース資産	338	371
その他	94,349	23,612
無形固定資産合計	192,937	35,837
投資その他の資産		
投資有価証券	32,285	192,142
前払年金費用	25,669	28,740
長期貸付金	—	17,476
長期前払費用	9,499	10,326
繰延税金資産	15,349	14,163
その他	27,691	25,896
貸倒引当金	△165	△164
投資その他の資産合計	110,330	288,581
固定資産合計	434,428	457,203
資産合計	758,862	775,445

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 44,299	44,320
短期借入金	20,226	105,966
1年内返済予定の長期借入金	8,736	4,273
リース債務	2,383	2,453
未払金	37,215	46,988
未払法人税等	8,138	10,277
返品調整引当金	10,142	11,821
賞与引当金	4,700	11,320
役員賞与引当金	334	317
危険費用引当金	737	1,025
繰延税金負債	25	21
その他	24,986	22,725
流動負債合計	161,927	261,512
固定負債		
社債	90,000	50,000
長期借入金	97,224	47,779
リース債務	3,138	3,974
退職給付引当金	41,161	40,130
債務保証損失引当金	350	350
環境対策引当金	495	499
繰延税金負債	31,618	3,381
その他	6,270	2,611
固定負債合計	270,259	148,725
負債合計	432,187	410,237
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金	70,258	70,258
利益剰余金	229,206	259,063
自己株式	△3,977	△23,111
株主資本合計	359,994	370,717
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△31	1,054
為替換算調整勘定	△46,549	△23,447
評価・換算差額等合計	△46,580	△22,393
新株予約権	554	430
少数株主持分	12,706	16,453
純資産合計	326,674	365,207
負債純資産合計	758,862	775,445

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	464,638	486,973
売上原価	114,030	124,555
売上総利益	350,608	362,417
販売費及び一般管理費	※1 317,978	※1 337,056
営業利益	32,629	25,360
営業外収益		
受取利息	649	478
受取配当金	676	664
持分法による投資利益	52	45
受取家賃	—	698
その他	1,688	1,456
営業外収益合計	3,066	3,343
営業外費用		
支払利息	1,111	1,617
売上割引	162	—
為替差損	136	569
その他	784	1,073
営業外費用合計	2,195	3,261
経常利益	33,501	25,442
特別利益		
固定資産売却益	245	551
投資有価証券売却益	30	2
特別利益合計	275	553
特別損失		
減損損失	※2 2,835	※2 101
固定資産処分損	490	1,169
投資有価証券評価損	124	333
投資有価証券売却損	7	2
リース解約損	70	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	831
買収関連費用	—	1,256
特別損失合計	3,528	3,695
税金等調整前四半期純利益	30,248	22,300
法人税、住民税及び事業税	7,925	9,059
法人税等調整額	△3,323	2,691
法人税等合計	4,602	11,750
少数株主損益調整前四半期純利益	—	10,550
少数株主利益	1,950	1,539
四半期純利益	23,695	9,010

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	147,369	153,347
売上原価	34,892	41,660
売上総利益	112,477	111,687
販売費及び一般管理費	※ <sup>1</sup> 102,587	※ <sup>1</sup> 108,173
営業利益	9,889	3,514
営業外収益		
受取利息	190	158
受取配当金	102	101
持分法による投資利益	37	95
受取家賃	—	232
その他	345	365
営業外収益合計	676	953
営業外費用		
支払利息	407	522
売上割引	42	—
為替差損	34	10
その他	260	181
営業外費用合計	745	714
経常利益	9,820	3,754
特別利益		
固定資産売却益	33	4
投資有価証券売却益	—	0
投資有価証券評価損戻入益	—	4,157
特別利益合計	33	4,161
特別損失		
減損損失	※ <sup>2</sup> 19	※ <sup>2</sup> 80
固定資産処分損	93	110
投資有価証券評価損	9	—
投資有価証券売却損	—	0
リース解約損	3	—
買収関連費用	—	△24
特別損失合計	125	166
税金等調整前四半期純利益	9,728	7,749
法人税、住民税及び事業税	4,335	3,201
法人税等調整額	△670	2,972
法人税等合計	3,665	6,173
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,575
少数株主利益	156	105
四半期純利益	5,906	1,470

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	30,248	22,300
減価償却費	19,467	21,759
のれん償却額	830	3,737
減損損失	2,835	101
固定資産処分損益 (△は益)	245	618
投資有価証券売却損益 (△は益)	△22	0
投資有価証券評価損益 (△は益)	124	333
リース解約損	70	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	831
買収関連費用	—	1,256
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△92	6
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△2,421	△1,454
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,174	△6,466
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	145	17
危険費用引当金の増減額 (△は減少)	137	△154
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	488	1,340
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	—	△3
前払年金費用の増減額 (△は増加)	4,215	3,070
受取利息及び受取配当金	△1,325	△1,143
支払利息	1,111	1,617
持分法による投資損益 (△は益)	△52	△45
売上債権の増減額 (△は増加)	8,477	12,465
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,917	△367
仕入債務の増減額 (△は減少)	△17,450	△8,124
その他	1,251	246
小計	41,191	51,945
利息及び配当金の受取額	1,389	1,191
利息の支払額	△1,008	△1,608
法人税等の支払額	△5,558	△14,189
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,014	37,338

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△26,235	△26,213
定期預金の払戻による収入	23,898	23,193
有価証券の取得による支出	△849	△581
有価証券の売却による収入	657	83
投資有価証券の取得による支出	△331	△25
投資有価証券の売却による収入	116	239
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△761
子会社株式の取得による支出	—	△5,723
有形固定資産の取得による支出	△10,636	△11,704
有形固定資産の売却による収入	729	934
無形固定資産の取得による支出	△2,878	△3,110
長期前払費用の取得による支出	△3,881	△2,525
その他	235	120
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△19,176</b>	<b>△26,074</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,228	△85,331
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	806	—
長期借入れによる収入	42	60,002
長期借入金の返済による支出	△401	△3,744
社債の発行による収入	50,000	40,000
リース債務の返済による支出	△2,277	△2,141
自己株式の取得による支出	△6,822	△11
自己株式の処分による収入	166	168
配当金の支払額	△19,354	△19,435
少数株主への配当金の支払額	△1,603	△1,883
その他	121	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>22,904</b>	<b>△12,377</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>336</b>	<b>△5,851</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	40,080	△6,965
現金及び現金同等物の期首残高	91,857	77,157
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※ <sup>2</sup> 20,659
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 131,937	※ <sup>1</sup> 90,851



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 [新規] 1社 株式を100%取得したことにより、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた1社 資生堂スイス (2) 変更後の連結子会社の数 98社
2 持分法の適用に関する事項の範囲の変更	(1) 持分法適用非連結子会社 ① 持分法適用非連結子会社の変更 該当事項はありません。 ② 変更後の持分法適用非連結子会社の数 — (2) 持分法適用関連会社 ① 持分法適用関連会社の変更 該当事項はありません。 ② 変更後の持分法適用関連会社の数 3社
3 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	該当事項はありません。
4 会計処理基準に関する事項の変更	1 資産除去債務に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益は108百万円、税金等調整前四半期純利益は940百万円減少しております。 2 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 3 四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れ処理の変更 四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れについては、従来、四半期切放法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より四半期洗替法に変更しております。この変更は、各四半期ごとの市況の変動による影響を排除し、連結会計年度末における財政状態及び経営成績をより適切に表示するためであります。これにより、税金等調整前四半期純利益は4,391百万円増加しております。
5 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更	該当事項はありません。

**【表示方法の変更】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書)	
1	前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取家賃」(529百万円)は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。
2	前第3四半期連結累計期間において、区分掲記していた「売上割引」(120百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書)	
1	前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取家賃」(174百万円)は、重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。
2	前第3四半期連結会計期間において、区分掲記していた「売上割引」(43百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしております。

**【簡便な会計処理】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、たな卸資産の簿価切下げにあたっては、収益性の低下が明らかな、たな卸資産についてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

該当事項はありません。

**【会社等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】**

該当事項はありません。

**【追加情報】**

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
<p>※1 たな卸資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">48,536百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">3,879 〃</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">24,103 〃</td> </tr> </table> <p>2 保証債務</p> <p>連結会社以外の下記会社が保証している得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">エス・ディー・エル(株)</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>※3 当第3四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">66百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">22 〃</td> </tr> </table>	商品及び製品	48,536百万円	仕掛品	3,879 〃	原材料及び貯蔵品	24,103 〃	エス・ディー・エル(株)	2百万円	受取手形	66百万円	支払手形	22 〃	<p>※1 たな卸資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">37,956百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">3,273 〃</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">26,112 〃</td> </tr> </table> <p>2 保証債務</p> <p>連結会社以外の下記会社が保証している得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">エス・ディー・エル(株)</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—————</p>	商品及び製品	37,956百万円	仕掛品	3,273 〃	原材料及び貯蔵品	26,112 〃	エス・ディー・エル(株)	10百万円
商品及び製品	48,536百万円																				
仕掛品	3,879 〃																				
原材料及び貯蔵品	24,103 〃																				
エス・ディー・エル(株)	2百万円																				
受取手形	66百万円																				
支払手形	22 〃																				
商品及び製品	37,956百万円																				
仕掛品	3,273 〃																				
原材料及び貯蔵品	26,112 〃																				
エス・ディー・エル(株)	10百万円																				

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																																						
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">74,636百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">30,752 "</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">87,613 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">8,361 "</td> </tr> </table> <p>※2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。 国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業用資産</td> <td>建物及び構築物等、</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>土地及び長期前払費用</td> <td>札幌市他</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産等</td> <td>建物及び構築物、土</td> <td>秋田県</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>秋田市他</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、主に収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物等1,450百万円、土地592百万円、長期前払費用723百万円であります。</p> <p>遊休資産等については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物32百万円、土地26百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、主に売却予定価額などを基に評価しております。</p> <p>海外は、北米子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。 その内訳は、機械装置及び運搬具10百万円あります。</p>	売出費	74,636百万円	広告費	30,752 "	給料・賞与	87,613 "	退職給付費用	8,361 "	用途	種類	場所	事業用資産	建物及び構築物等、	北海道	土地及び長期前払費用	札幌市他	遊休資産等	建物及び構築物、土	秋田県	地	秋田市他	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">75,948百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">29,144 "</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">96,163 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">7,834 "</td> </tr> </table> <p>※2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。 国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業用資産</td> <td>建物及び構築物</td> <td>東京都 中央区</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>建物及び構築物、 土地</td> <td>神奈川県 横浜市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、閉鎖が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物78百万円あります。</p> <p>遊休資産については、売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物7百万円、土地11百万円あります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。</p> <p>海外は、フランス子会社等の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。 その内訳は、工具、器具及び備品等3百万円あります。</p>	売出費	75,948百万円	広告費	29,144 "	給料・賞与	96,163 "	退職給付費用	7,834 "	用途	種類	場所	事業用資産	建物及び構築物	東京都 中央区	遊休資産等	建物及び構築物、 土地	神奈川県 横浜市
売出費	74,636百万円																																						
広告費	30,752 "																																						
給料・賞与	87,613 "																																						
退職給付費用	8,361 "																																						
用途	種類	場所																																					
事業用資産	建物及び構築物等、	北海道																																					
	土地及び長期前払費用	札幌市他																																					
遊休資産等	建物及び構築物、土	秋田県																																					
	地	秋田市他																																					
売出費	75,948百万円																																						
広告費	29,144 "																																						
給料・賞与	96,163 "																																						
退職給付費用	7,834 "																																						
用途	種類	場所																																					
事業用資産	建物及び構築物	東京都 中央区																																					
	遊休資産等	建物及び構築物、 土地	神奈川県 横浜市																																				

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)																												
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">24,304百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">9,078 〃</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">29,111 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,801 〃</td> </tr> </table> <p>※2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。 国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>東京都港区</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、閉鎖が予定されている資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物等19百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、主に売却予定価額を基に評価しております。</p>	売出費	24,304百万円	広告費	9,078 〃	給料・賞与	29,111 〃	退職給付費用	2,801 〃	用途	種類	場所	事業用資産	建物及び構築物等	東京都港区	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">23,717百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">8,590 〃</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">31,956 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,698 〃</td> </tr> </table> <p>※2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。 国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物及び構築物</td> <td>東京都中央区</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、閉鎖が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物78百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。</p> <p>海外は、フランス子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。 その内訳は、工具、器具及び備品1百万円であります。</p>	売出費	23,717百万円	広告費	8,590 〃	給料・賞与	31,956 〃	退職給付費用	2,698 〃	用途	種類	場所	事業用資産	建物及び構築物	東京都中央区
売出費	24,304百万円																												
広告費	9,078 〃																												
給料・賞与	29,111 〃																												
退職給付費用	2,801 〃																												
用途	種類	場所																											
事業用資産	建物及び構築物等	東京都港区																											
売出費	23,717百万円																												
広告費	8,590 〃																												
給料・賞与	31,956 〃																												
退職給付費用	2,698 〃																												
用途	種類	場所																											
事業用資産	建物及び構築物	東京都中央区																											

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																								
<p>※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">70,115百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">77,258 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">147,374 "</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△13,794 "</td> </tr> <tr> <td>株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等</td> <td style="text-align: right;">△1,641 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">131,937 "</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	70,115百万円	有価証券勘定	77,258 "	計	147,374 "	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△13,794 "	株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等	△1,641 "	現金及び現金同等物	131,937 "	<p>※1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">86,617百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">23,883 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">110,501 "</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△17,830 "</td> </tr> <tr> <td>償還期限が3ヵ月を超える債券等</td> <td style="text-align: right;">△1,818 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,851 "</td> </tr> </table> <p>※2 平成22年3月8日に連結子会社としたベアエッセンシャルインコーポレーテッドについて、前連結会計年度には取得原価の配分が完了しておらず暫定的な会計処理を行っておりましたが、第1四半期連結会計期間に取得原価の配分が完了いたしました。これに伴い増加した現金及び現金同等物を「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として計上しております。詳細は「企業結合等関係」注記をご参照下さい。</p>	現金及び預金勘定	86,617百万円	有価証券勘定	23,883 "	計	110,501 "	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△17,830 "	償還期限が3ヵ月を超える債券等	△1,818 "	現金及び現金同等物	90,851 "
現金及び預金勘定	70,115百万円																								
有価証券勘定	77,258 "																								
計	147,374 "																								
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△13,794 "																								
株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等	△1,641 "																								
現金及び現金同等物	131,937 "																								
現金及び預金勘定	86,617百万円																								
有価証券勘定	23,883 "																								
計	110,501 "																								
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△17,830 "																								
償還期限が3ヵ月を超える債券等	△1,818 "																								
現金及び現金同等物	90,851 "																								

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 400,000千株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,106千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストックオプションとしての新株予約権 554百万円(親会社 554百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	9,943百万円	25円	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	9,946百万円	25円	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会における自己株式の消却決議に基づき、平成22年5月21日付で自己株式の消却を行い、自己株式が18,879百万円減少しました。主にこの影響により、当第3四半期連結会計期間末において自己株式は3,977百万円となっております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストックオプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

- 1 スtockオプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
(当第3四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるもの)  
該当事項はありません。
- 2 当第3四半期連結会計期間に付与したストックオプションの内容  
該当事項はありません。
- 3 当第3四半期連結会計期間におけるストックオプションの条件変更  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	海外化粧品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	91,558	53,015	2,795	147,369	—	147,369
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	557	407	1,592	2,557	(2,557)	—
計	92,116	53,423	4,387	149,927	(2,557)	147,369
営業利益	9,211	78	574	9,864	25	9,889

(注) 1 事業区分は、内部組織管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業の内容

(国内化粧品事業)：化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)

プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)

その他(国内アウトオブ資生堂、通販化粧品の製造・販売等)

(海外化粧品事業)：化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)

プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

(その他の事業)：フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)

その他(飲食業等)

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	海外化粧品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	294,927	162,130	7,580	464,638	—	464,638
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,645	1,259	4,597	7,501	(7,501)	—
計	296,572	163,390	12,177	472,140	(7,501)	464,638
営業利益	30,092	1,132	1,286	32,511	117	32,629

(注) 1 事業区分は、内部組織管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業の内容

(国内化粧品事業)：化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)

プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)

その他(国内アウトオブ資生堂、通販化粧品の製造・販売等)

(海外化粧品事業)：化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)

プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

(その他の事業)：フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)

その他(飲食業等)

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	94,509	11,895	20,811	20,152	147,369	—	147,369
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,814	1,831	1,218	35	8,899	(8,899)	—
計	100,324	13,727	22,030	20,187	156,269	(8,899)	147,369
営業利益又は営業損失(△)	5,734	1,034	2,532	△293	9,008	881	9,889

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル

(2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン

(3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	302,886	32,572	58,566	70,612	464,638	—	464,638
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,319	5,430	3,421	82	27,254	(27,254)	—
計	321,205	38,003	61,988	70,694	491,892	(27,254)	464,638
営業利益	18,904	1,539	4,539	5,889	30,873	1,756	32,629

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル

(2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン

(3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	アメリカ	欧州	アジア・ オセアニア	計
I 海外売上高(百万円)	12,413	18,235	22,643	53,292
II 連結売上高(百万円)				147,369
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.4	12.4	15.4	36.2

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	アメリカ	欧州	アジア・ オセアニア	計
I 海外売上高(百万円)	34,499	51,546	76,797	162,843
II 連結売上高(百万円)				464,638
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7.4	11.1	16.5	35.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル  
 (2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン  
 (3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア  
 3 海外売上高は、当社及び日本に所在する連結子会社の輸出高並びに日本以外の国に所在する連結子会社の日本以外に対する売上高の合計額であります。ただし、連結会社間の内部売上高は除いております。

## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に化粧品を製造・販売しており、国内・グローバルのエリア別を基本とした事業部制のもと、本社事業部が各事業の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社のセグメントはエリア別で構成されており、「国内化粧品事業」、「グローバル事業」の2つを報告セグメントとしております。

「国内化粧品事業」は、国内における化粧品事業（化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売）、ヘルスケア事業（美容食品、一般用医薬品の製造・販売）、ノン資生堂・通販化粧品の製造・販売等を行っております。「グローバル事業」は、海外における化粧品事業（化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売）及び国内外におけるプロフェッショナル事業（理・美容製品の製造・販売等）を行っております。

### 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	269,199	210,684	7,089	486,973	—	486,973
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,336	1,846	4,790	7,972	△7,972	—
計	270,535	212,530	11,880	494,945	△7,972	486,973
セグメント利益又は損失(△)	25,299	△1,295	1,341	25,345	14	25,360

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去14百万円であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業（化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売）及び飲食業等を含んでおります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	81,848	69,239	2,259	153,347	—	153,347
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	502	630	1,586	2,719	△2,719	—
計	82,351	69,870	3,845	156,067	△2,719	153,347
セグメント利益又は損失(△)	3,171	△43	452	3,580	△66	3,514

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去△66百万円であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業（化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売）及び飲食業等を含んでおります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(参考情報)

当第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結会計期間の報告セグメントによる前第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	284,697	172,360	7,580	464,638	—	464,638
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,105	2,144	4,626	7,875	△7,875	—
計	285,802	174,504	12,206	472,514	△7,875	464,638
セグメント利益	29,912	1,394	1,253	32,559	69	32,629

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去69百万円であります。  
2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。  
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	88,310	56,264	2,795	147,369	—	147,369
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	387	737	1,600	2,725	△2,725	—
計	88,698	57,001	4,395	150,095	△2,725	147,369
セグメント利益	9,043	314	564	9,922	△32	9,889

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去△32百万円であります。  
2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。  
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(パーチェス法の適用)

連結子会社であるベアエッセンシャルについて、前連結会計年度には取得原価の配分が完了しておらず暫定的な会計処理を行っていましたが、第1四半期連結会計期間に取得原価の配分が完了いたしました。

1 被取得企業の取得原価及びその内訳

現金を対価とする公開買付け等による株式取得額	1,633,296	千米ドル
ベアエッセンシャル従業員に対するストックオプションの買取費用	66,970	〃
条件付取得対価	30,411	〃
取得原価	1,730,677	〃

2 契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計方針

①条件付取得対価の内容

平成23年度より、契約に基づき一定期間経過後に支払われるものであります。

②会計方針

上記条件付取得対価につきましては、米国会計基準に基づき認識いたしました。

3 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

91,503百万円

②発生原因

今後の事業展開によって期待されるシナジーを含む将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

20年間にわたる定額法

4 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年3月8日から平成22年9月30日まで

5 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年7月1日から平成22年9月30日まで

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	34,690	百万円
固定資産	179,800	〃
資産計	214,490	〃
流動負債	5,701	〃
固定負債	52,305	〃
負債計	58,006	〃

取得原価の配分において、のれん以外の無形固定資産に配分されたもののうち、主なものは下記のとおりであります。

顧客関連無形資産(10年償却)	40,300	百万円
商標権(主に非償却)	39,985	〃

(注)上記邦貨額は企業結合日の為替レート(90.42円/米ドル)で換算しております。従って、連結貸借対照表ののれんに含まれている当該企業結合により発生したのれん

の金額は、3.①に記載の発生したのれん

7 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間にかかる四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	8,099百万円
営業損失(△)	△190 "

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

- ①本企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該差額には連結会計年度の開始の日から企業結合日までの期間に相当する顧客関連無形資産及びのれんの償却額が計上されており、ベアエッセンシャルが本企業結合にあたり任命したファイナンシャル・アドバイザーに支払ったアドバイザー費用及び連結会計年度開始の日から企業結合日までの期間にベアエッセンシャルが従業員に対して支払ったストックオプションの買取費用は含まれておりません。
- ②上記邦貨額は平成22年1月1日から平成22年3月31日までの期間に基づく期中平均為替レート(90.71円/米ドル)で換算しております。
- ③当該注記は監査証明を受けておりません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 787.68円	1株当たり純資産額 875.72円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	326,674	365,207
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	13,261	16,884
(うち新株予約権(百万円))	(554)	(430)
(うち少数株主持分(百万円))	(12,706)	(16,453)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結 会計年度末)の純資産額(百万円)	313,413	348,323
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通 株式の数(千株)	397,893	397,758

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 59.54円	1株当たり四半期純利益金額 22.65円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 59.48円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 22.62円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	23,695	9,010
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	23,695	9,010
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,951	397,841
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	402	564
(うち新株予約権方式による ストックオプション(千株))	(402)	(564)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で前連結会計年度末から重要 な変動があったものの概要	—	—



前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	14.86円	1株当たり四半期純利益金額	3.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14.84円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.69円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,906	1,470
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,906	1,470
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,546	397,871
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	503	560
(うち新株予約権方式による ストックオプション(千株))	(503)	(560)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

## 2 【その他】

(重要な訴訟事件等)

- ① 当社の関係会社である資生堂フランス（現商号、資生堂ヨーロッパ）とボーテプレスステージインターナショナルの2社は、2006年3月15日にフランス競争委員会から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(115万ユーロ)の納付命令を受けております。資生堂フランスとボーテプレスステージインターナショナルの2社は競争委員会の判断を不服として最高裁で争ったところ、最高裁が控訴裁判所で再度審理することを命ずる判決をしました。その後、パリ控訴裁判所にて争われておりましたが、2009年11月10日にパリ控訴裁判所はフランス競争委員会の主張を却下する判決を下しました。しかし、フランス競争委員会は最高裁に上告したため、再度最高裁で争われることとなりました。
- ② 当社の関係会社である資生堂ドイツランクトは、2008年7月4日にドイツ連邦カルテル庁から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(72万8千ユーロ)の納付命令を受けております。しかしながら、勧告内容については資生堂ドイツランクトの認識と齟齬があるため、現在ドイツ連邦カルテル庁に異議申立を行っております。

(中間配当)

第111期(平成22年4月1日より平成23年3月31日)中間配当については、平成22年10月28日開催の取締役会において当社定款第38条第2項の規定に基づき、平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額           | 9,946百万円   |
| ② 1株当たり中間配当額         | 25円        |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年12月3日 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社資生堂  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 宏 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年1月15日開催の取締役会において、会社の完全子会社が現金による株式公開買付け及び合併により、米国のBare Escentuals, Inc.を買収することを決議し、同社と合併契約書及びそれに付随する契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

株式会社資生堂  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河 合 利 治 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 宏 明 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 上 尚 志 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年2月14日

**【会社名】** 株式会社資生堂

**【英訳名】** Shiseido Company, Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役  
執行役員社長 前田新造

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役  
執行役員専務 原田康彦

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区銀座七丁目5番5号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長の前田新造及び取締役執行役員専務の原田康彦は、当社の第111期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。